

茨城県イノシシ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例【概要版】

(条例の一部改正に伴う修正箇所は、赤字で表記)

1 条例名	茨城県イノシシ、ツキノワグマ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例
2 目的 (第1条)	○県民の生活圏に出現する野生鳥獣による被害の防止対策に関し、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、被害の防止対策を総合的かつ効果的に推進し、もって県民の安全・安心な生活の確保及び農林水産業をはじめとする地域の産業の健全な発展に資すること。
3 定義 (第2条)	○指定野生鳥獣：イノシシ、ツキノワグマ、キョン、ニホンジカ、ハクビシンその他規則で定めるもの ○指定野生鳥獣関係団体：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第18条の5第2項第1号の認定鳥獣捕獲等事業者その他の指定野生鳥獣による被害の防止対策に資する取組を行う団体
4 県の責務 (第3条)	○指定野生鳥獣による被害の防止対策に関する総合的な施策（法第7条の2第1項の第二種特定鳥獣管理計画を含む。）の策定、実施 ○市町村が実施する施策への必要な支援（法第34条の5第1項の応援を含む。）
5 各主体の役割 (第4～6条)	○市町村：地域の実情に応じて被害の防止対策に関する施策の実施 ○県民 ・指定野生鳥獣の習性に関する理解の深化、県・市町村の施策への協力 ・指定野生鳥獣等を発見したときは安全確保のために必要な措置の実施・市町村その他の関係機関へ速やかな通報 ○指定野生鳥獣関係団体：人材の育成、情報発信その他の被害の防止対策に資する取組・県及び市町村が実施する施策への協力
6 施策の推進（第7条）	
(※)本条例の特徴的な規定	
(1)生息状況調査等及び被害防止対策の推進(第1号)	(2)情報収集及び県民への周知徹底(第2号)
○指定野生鳥獣の生息数その他の生息状況に関する調査及び指定野生鳥獣による被害状況等の把握並びにこれらに基づく効果的な被害の防止対策の推進（※）	○県民の指定野生鳥獣の習性の理解に資する情報の収集及びその県民への周知徹底
(3)被害防止に資する知識等の普及啓発(第3号)	(4)捕獲等をする者の確保及び研修の充実(第4号)
○指定野生鳥獣による人の生命又は身体に対する危害及び財産への被害の防止に資する知識等の普及啓発	○指定野生鳥獣について法第34条の2第2項の緊急銃猟その他の捕獲等をする者の確保並びに指定野生鳥獣の捕獲等をする者に対する専門的な知識及び技術の維持又は向上のための研修の充実
(5)捕獲等をする者の経済的負担の軽減(第5号)	(6)報奨制度等の整備(第6号)
○指定野生鳥獣の捕獲等をする者の経済的負担（専門的な知識及び技術の維持又は向上に要するものに限る。）の軽減（※）	○指定野生鳥獣の捕獲等を促進するための報奨制度等の整備（※）
(7)被害防止対策に携わる者の育成等(第7号)	(8)情報通信技術等の活用及び調査研究の推進(第8号)
○指定野生鳥獣による被害の防止対策に携わる者の育成及び資質の向上	○指定野生鳥獣による被害の防止対策に資する情報通信技術、人工知能関連技術、無人航空機その他の先端的な技術の活用及び調査研究の推進
(9)適正な処理の促進(第9号)	(10)加工その他の有効活用の促進(第10号)
○捕獲等をした指定野生鳥獣の適正な処理（次号の有効活用に伴うものを除く。）の促進（※）	○捕獲等をした指定野生鳥獣の食品としての加工その他の有効活用の促進（※）
(11)捕獲等に起因する事故の防止(第11号)	(12)観光客その他関係者の安全確保等(第12号)
○指定野生鳥獣の捕獲等に起因する事故の防止	○観光地、観光施設又は観光若しくは地域の振興を目的とする催しを開催する場所に指定野生鳥獣が出現するおそれがある場合における観光客その他関係者の安全の確保及び必要な情報の提供（※）
7 関係者との連携 (第8条)	○県は、前条に規定する施策を総合的かつ効果的に推進するため、国及び関係都道府県との連携を図るとともに、当該施策の実施に当たっては、県、市町村、指定野生鳥獣関係団体、指定野生鳥獣による被害の防止対策に関して専門的な識見を有する者、農林水産業者、観光事業者その他の関係者により構成される協議会等を活用し、これらの関係者との連携及び協力の確保を図る。
8 その他	○年次報告（第9条）・財政上の措置（第10条）
9 施行日	○施行日：公布の日